

○松江市児童クラブ条例

平成17年3月31日

松江市条例第203号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うため、松江市児童クラブ（以下「クラブ」という。）を設置する。

(児童クラブの名称、位置及び入会対象児童)

第2条 クラブの名称、位置及び入会対象児童は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置             | 入会の対象とする児童    |
|--------------|----------------|---------------|
| 古志原地区児童クラブ   | 松江市古志原四丁目6番1号  | 古志原小学校に在籍する児童 |
| 古志原地区第2児童クラブ | 松江市古志原四丁目6番1号  | 古志原小学校に在籍する児童 |
| 大庭地区児童クラブ    | 松江市大庭町1074番地   | 大庭小学校に在籍する児童  |
| 大庭地区第2児童クラブ  | 松江市大庭町1074番地   | 大庭小学校に在籍する児童  |
| 城北児童クラブ      | 松江市東奥谷町229番地   | 城北小学校に在籍する児童  |
| 城東地区児童クラブ    | 松江市北田町273番地    | 母衣小学校に在籍する児童  |
| 川津児童クラブ      | 松江市西川津町500番地   | 川津小学校に在籍する児童  |
| 川津第2児童クラブ    | 松江市西川津町500番地   | 川津小学校に在籍する児童  |
| 竹矢児童クラブ      | 松江市八幡町379番地1   | 竹矢小学校に在籍する児童  |
| 竹矢第2児童クラブ    | 松江市八幡町379番地1   | 竹矢小学校に在籍する児童  |
| 津田児童クラブ      | 松江市東津田町1182番地3 | 津田小学校に在籍する児童  |
| 城西地区児童クラブ    | 松江市内中原町225番地   | 内中原小学校に在籍する児童 |
| 城西地区第2児童クラブ  | 松江市内中原町225番地   | 内中原小学校に在籍する児童 |
| 城西地区第3児童クラブ  | 松江市堂形町520番地    | 内中原小学校に在籍する児童 |
| 乃木児童クラブ      | 松江市浜乃木五丁目1番1号  | 乃木小学校に在籍する児童  |

|            |                   |                 |
|------------|-------------------|-----------------|
| 乃木第2児童クラブ  | 松江市浜乃木五丁目1番5号     | 乃木小学校に在籍する児童    |
| 古江地区児童クラブ  | 松江市古曾志町1759番地     | 古江小学校に在籍する児童    |
| 持田児童クラブ    | 松江市東持田町61番地1      | 持田小学校に在籍する児童    |
| 持田第2児童クラブ  | 松江市東持田町61番地1      | 持田小学校に在籍する児童    |
| 雑賀児童クラブ    | 松江市雑賀町586番地       | 雑賀小学校に在籍する児童    |
| 生馬児童クラブ    | 松江市西生馬町8番地        | 生馬小学校に在籍する児童    |
| 中央児童クラブ    | 松江市大正町398番地       | 中央小学校に在籍する児童    |
| 中央第2児童クラブ  | 松江市灘町1番地23        | 中央小学校に在籍する児童    |
| 比津児童クラブ    | 松江市比津町231番地1      | 法吉小学校に在籍する児童    |
| 朝酌児童クラブ    | 松江市朝酌町115番地       | 朝酌小学校に在籍する児童    |
| 玉湯児童クラブ    | 松江市玉湯町湯町717番地     | 玉湯学園前期課程に在籍する児童 |
| しんじっ子クラブ   | 松江市宍道町宍道1276番地    | 宍道小学校に在籍する児童    |
| きまちみちくさクラブ | 松江市宍道町上来待125番地    | 来待小学校に在籍する児童    |
| やくも児童クラブ   | 松江市八雲町東岩坂111番地5   | 八雲小学校に在籍する児童    |
| 八束っ子児童クラブ  | 松江市八束町波入1975番地    | 八束学園前期課程に在籍する児童 |
| 秋鹿児童クラブ    | 松江市岡本町70番地        | 秋鹿小学校に在籍する児童    |
| 恵曇児童クラブ    | 松江市鹿島町手結201番地     | 恵曇小学校に在籍する児童    |
| 本庄児童クラブ    | 松江市邑生町76番地3       | 本庄小学校に在籍する児童    |
| 大野児童クラブ    | 松江市上大野町1826番地     | 大野小学校に在籍する児童    |
| 美保関児童クラブ   | 松江市美保関町下宇部尾555番地1 | 美保関小学校に在籍する児童   |
| 揖屋児童クラブ    | 松江市東出雲町揖屋2131番地   | 揖屋小学校に在籍する児童    |

|            |                       |               |
|------------|-----------------------|---------------|
|            | 3                     |               |
| 出雲郷児童クラブ   | 松江市東出雲町意宇南五丁目<br>3番地1 | 出雲郷小学校に在籍する児童 |
| 意東児童クラブ    | 松江市東出雲町下意東765番<br>地35 | 意東小学校に在籍する児童  |
| いんべ児童クラブ   | 松江市東忌部町904番地1         | 忌部小学校に在籍する児童  |
| しまね潮風児童クラブ | 松江市島根町加賀1325番地1       | 島根小学校に在籍する児童  |
| 佐太児童クラブ    | 松江市鹿島町佐陀本郷1186番<br>地  | 佐太小学校に在籍する児童  |

2 クラブの入会対象者は、松江市に住所を有し、昼間保護者のいない家庭の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）1年生から3年生までの児童とする。

3 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める児童をクラブに入会させることができる。

（指定管理者による管理）

第3条 クラブの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童の入退会の管理に関する業務
- (2) クラブの運営に関する業務
- (3) クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受及び減免に関する業務（第11条の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がクラブの管理運営上必要と認める業務

（休日及び開設時間等）

第5条 クラブの休日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 休日

ア 日曜日

イ 8月13日から8月16日までの日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

エ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 開設時間

ア 小学校終業時から午後6時まで

イ 松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成17年松江市教育委員会規則第16号）に規定する小学校の休業日については、午前8時30分から午後6時まで

2 揖屋児童クラブ、出雲郷児童クラブ及び意東児童クラブについては、前項第2号の開設時間に連続する午後6時から午後7時までの時間を延長時間とする。

（入会の許可）

第6条 児童をクラブに入会させようとする保護者は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

2 指定管理者は、クラブの管理運営上支障があるとする場合は、入会の許可をしないことができる。

（使用料の納付）

第7条 前条第1項の規定による許可を受けた児童の保護者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 月の中途に入退会した場合の使用料は、その在籍日数に応じて算定した額とする。

（使用料の減免）

第8条 市長は、使用料の徴収につき、その保護者に特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(退会)

第9条 クラブから退会させようとする保護者は、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第10条 市長は、クラブに入会している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童を退会させることができる。

- (1) 特別な理由がなく、無断で1か月以上クラブを欠席したとき。
- (2) 当該児童の保護者が正当な理由なく第7条に規定する使用料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は他人の迷惑となる行為をするとき。

(利用料金)

第11条 第3条の規定により指定管理者にクラブの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるクラブについては、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者がクラブの利用料金を当該指定管理者の収入として収受する場合にあっては、第7条の見出し及び第2項、第8条、第10条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て別表に定める額の範囲内で定める利用料金」と、第8条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用区分」とあるのは「利用区分」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(市長による管理)

第12条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、クラブの管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長がクラブの管理を行う場合にあっては、第5条第1項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要が

あると認めるときは、」と、第6条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、合併前の松江市児童クラブ条例（平成10年松江市条例第9号）、宍道町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成14年宍道町条例第21号）の規定によりなされた入会の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町放課後児童クラブ条例（平成14年東出雲町条例第27号）の規定によりなされた入会の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年7月12日松江市条例第426号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日松江市条例第440号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条に恵曇児童クラブの項を加える改正規定は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の松江市児童クラブ条例の規定に基づきなされた入会の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなす

れたものとみなす。

附 則（平成17年12月27日松江市条例第467号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日松江市条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日松江市条例第67号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日松江市条例第68号）

この条例は、平成20年1月15日から施行する。

附 則（平成20年3月31日松江市条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日松江市条例第14号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日松江市条例第15号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日松江市条例第58号）

この条例は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第59号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日松江市条例第104号）

この条例中第2条の改正規定は公布の日から、第1条の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日松江市条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。

(供用開始)

2 いんべ児童クラブは、平成24年6月1日から供用を開始する。

附 則 (平成25年12月20日松江市条例第66号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日松江市条例第55号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則 (平成26年12月19日松江市条例第62号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年7月3日松江市条例第39号)

この条例中第2条第1項の表しまね潮風児童クラブの項の改正規定は公布の日から、同表に佐太児童クラブの項を加える改正規定は平成27年7月18日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日松江市条例第41号)

この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月19日松江市条例第48号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日松江市条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日松江市条例第89号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月12日松江市条例第1号)



この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月20日松江市条例第59号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日松江市条例第75号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月12日松江市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月28日松江市条例第46号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月8日松江市条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

| 使用区分                     | 使用料（月額）        | 延長使用料（月額） |
|--------------------------|----------------|-----------|
| 月曜日から金曜日まで               | 6,300円（3,100円） | 3,100円    |
| 月曜日から金曜日まで及び<br>隔週土曜日    | 6,800円（3,400円） | 3,400円    |
| 月曜日から金曜日まで及び<br>毎週土曜日午前中 | 6,800円（3,400円） | 3,400円    |
| 月曜日から土曜日まで               | 7,300円（3,600円） | 3,600円    |

備考 使用料の（ ）内の額は、1世帯で月2人以上の児童を入会させた場合の最も年齢  
の低い児童を除く児童1人当たりの額